



## 「排泄」の特記事項の記載ポイント

排泄（排尿・排便）は、1日の中で何度も発生する行為で、実際の介助に「個人差」が大きい項目になります。選択肢だけでは伝えきれないことが多いため特記事項に記入する内容が多くなることも特徴です。

また、「軽中度」の方の場合、介護度への影響が大きい項目なので、できている（排泄に手間がない）場合であっても、特記事項にその様子を細かく記載していただきたい項目となります。

具体的に記入していただきたいことは、

### 排泄に係る介護の手間 = ①排泄方法 × ②頻度 + ③失敗の有無と介護

それに加え、時間帯で状況が異なる場合も多いので、④昼夜の違いも記載してください。

調査時、下記表を埋めるようにすると記入しやすくなります。ぜひご活用ください。

	活動時間帯（昼）	就寝時（夜）
排尿方法（及び介助方法）		
頻度		
失敗の有無		



「排泄」は大阪府の認定調査員研修でも重点的に説明されている項目となっています。テキストで定義等をもう一度確認してみてください。（認定調査員テキスト2009 81/84ページ）

特に以下の点は、「排泄」での特徴的な判断になります。注意してください。

- ・「**行動開始の声かけ**」がある場合「**見守り等**」を選択する  
→尿意・便意のない人に定期的に声かけすることが手間として評価される
- ・「**失敗**」時「**適切な介助の方法**」で選択する場合「**失敗の原因**」が何なのかで調査項目が違→移動が間に合わないのなら「2-2. 移動」で評価する

※自立支援の観点で失禁させない方法が「適切な介助の方法」となる！！

- ・ポータブルトイレの掃除がある場合「**頻度**」が重要になるので必ず記載する

→日中4回排尿介助なし、夜間ポータブル3回使用し朝一括で清掃（一部介助）の場合、介助なし（4回）>一部介助（3回）となる。



### エコ活動中！ペーパーレスにご協力お願いいたします！！

6月から特記事項の用紙は同封しておりません。

問合せ先：高齢介護課認定給付係（0725-33-1131内線2189）

※市ホームページにこれまでのお知らせを掲示しています。

各課の情報>高齢介護課>担当業務>介護保険>要介護認定調査について